

# 租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正

目次	
一 職権登記等の非課税の範囲の改正……	610
二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の創設に伴う非課税の登記等の範囲の改正……	611
三 認定特別事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設等……	612
四 特定創業支援等事業による支援を受けて行う登記の税率の軽減措置の改正……	613
五 認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設……	614
六 特定国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正……	615
七 都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税措置の創設……	616
八 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置の創設……	618
九 租税特別措置等の適用期限の延長……	621
十 租税特別措置の廃止……	621
十一 国立研究開発法人情報通信研究機構に対する非課税措置の改正……	622

## はじめに

本稿では、令和6年度税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、登録免許税関係の改正の概要について説明します。

この改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月28日に可決・成立し、同月30日に令和6年法律第8号として公布されています。また、以下の関係政省令等もそれぞれ公布・制定されています。

- ・ 登録免許税法施行令の一部を改正する政令（令6.3.30政令第144号）
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

（令6.3.30政令第151号）

- ・ 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（令6.3.30財務省令第18号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令6.3.30財務省令第24号）
- ・ 登録免許税法別表第2独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件及び同法別表第3の19の2の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（令6.3.30財務省告示第92号）

## 一 職権登記等の非課税の範囲の改正

### 1 改正前の制度の概要

登記機関が職権に基づいてする登記又は登録については、登録免許税が非課税とされています（登法5二）。ここでいう登記機関とは、不動産登

記や商業登記などの登記にあっては登記官をいい、登記以外のもの（登録など）についてはそれをする官庁又は団体の長をいうものとされています。もっとも、職権登記等であってもその全てが非課税とされるわけではなく、その範囲は政令で定め

る登記又は登録に限定されています。具体的には、登録免許税法別表第1第1号（不動産の登記）から第31号（夫婦財産契約の登記）までに掲げる登記又は登録で、その登記又は登録を受ける者の申請（官庁又は公署の嘱託を含みます。以下同じです。）に基づかないで登記機関が職権によりするもの（その登録を受ける者の法令の規定に基づく出願、申請、裁定の請求その他の行為によってした処分に伴い登記機関が職権によりするものを除きます。）とされています（旧登令2）。

## 2 改正の内容

登録免許税の課税対象となる登記等には、上記1の登録免許税法別表第1第1号（不動産の登記）から第31号（夫婦財産契約の登記）のほかにも同表第32号（人の資格の登録若しくは認定又は技能証明）などもあります。この人の資格の登録等のうち、例えば医師等の国家資格では、各国家資格の法令において、免許保有者の籍簿を備え、免許に関する事項を登録することとされています。そして、この登録事項に変更があった場合には、その資格保有者は資格管理者に対して変更申請を行い、その際に登録免許税を納付することとされています（登法別表第1第32号（九）口等）。

この医師等の国家資格については、その登録や各種手続のデジタル化を推進するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する

法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正され、国家資格等の登録や登録事項の変更等の事務において、マイナンバーを利用し情報連携をすることができるようになりました。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、医師等の国家資格についてはマイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める必要があります。

こうした一連の法整備等を踏まえ、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用することで、職権により、資格管理者が把握した既登録事項に係る変更を籍簿に反映させることができるようになる予定です。そこで、医師等の国家資格についても登記機関による職権登録がなされる場合には、その登録免許税が非課税となるよう、登記機関が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるものの範囲が登録免許税法別表第1第32号（人の資格の登録若しくは認定又は技能証明）に掲げる登録等まで拡充されました（登令2）。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和6年4月1日以後に受ける登録等に係る登録免許税について適用されます（改正登令附則）。

# 二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の創設に伴う非課税の登記等の範囲の改正

## 1 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の創設

世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」といいます。）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が求めら

れているところです。

こうした状況を踏まえ、「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定）では、排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等に係る業務を実施する機関として、「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「GX推進機構」といいます。）」を創設することとされ、令和5年5月、同機構の設立根拠法となる脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5

年法律第32号）が成立し、令和6年5月に同機構が設立されることになりました。

## 2 改正の内容

登録免許税法別表第3に掲げる者が自己のために受ける一定の登記等については登録免許税を課さないこととされていますが（登法4②）、この別表第3に掲げる者の範囲に上記1のGX推進機構が追加され、同機構が受ける同機構の事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記については、登録免許税が課されないこととされました（登法別表

第3の16の項）。

なお、この非課税措置の適用を受けようとするGX推進機構は、その登記の申請書に、その登記を受けようとする不動産がGX推進機構の事務所用建物又はその敷地の用に供するものであることを証する経済産業大臣の書類を添付することとされています（登規4の5）。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和6年4月1日以後にGX推進機構が受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

# 三 認定特別事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設等

## 1 制度創設の背景等

経済産業省は、この第213回国会に産業競争力強化法等の改正を内容とする「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」を提出し、同法律案は令和6年5月31日に可決・成立したところです。その結果、産業競争力強化法において、国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、持続的な我が国経済成長を実現するため、国内投資の拡大や、イノベーション及び新陳代謝の促進に向けた措置が講じられることとなりました。

この中において、我が国経済の牽引役である中堅企業の集中支援の枠組みを講じることとしており、新たに、常用従業員数2,000人以下であって中小企業者でない会社等を「中堅企業者」、特に賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者を「特定中堅企業者」と定義し、特定中堅企業者等が成長を伴う事業再編の計画認定を受けた場合に複数の支援措置を講じることとしています。

人手不足が深刻化し、事業承継に課題感を有する中小企業者が増える中、経営力の高い中堅・中小企業者が、複数の中小企業者を子会社化し、親

会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって飛躍的な成長を遂げることが重要であることから、こうした取組を特別事業再編と定義し、特別事業再編に関する新たな計画類型（特別事業再編計画）が創設されました。子会社化のための株式取得という方法によらない経営資源の取得（合併、事業の譲受等）や、子会社化後の経営統合プロセスの一環としてのグループ内事業再編（事業の譲受、分割等）についても、経営資源の集約化・有効活用を促す観点から重要であることを踏まえ、これらの経営資源の取得やグループ内事業再編を税制上支援するため、既存の中小企業等経営強化法に係る認定経営力向上計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（旧措法80③）を整理・統合する形で、特別事業再編計画の認定を受けた中堅・中小企業者による一定の特別事業再編（注）に伴う登記に係る登録免許税の軽減措置が講じられました。

（注）一定の特別事業再編とは、産業競争力強化法第2条第18項に規定する特別事業再編のうち、生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいいます（産業競争力強化法46の2）。

## 2 制度の内容

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、その事項が、産業競争力強化法に規定する認定特別事業再編計画に係る認定に係る一定の特別事業再編に伴うものであって新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日までの間にされたその認定に係るものであるときは、その登記に係る登録免許税の税率は、その認定の日から2年以内に登記を受けるものに限り、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされます（措法80②）。

- ① 合併による資本金の額の増加 イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合  
イ 合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社のその合併の直前における資本金の額に対応する部分 1,000分の1  
ロ イに掲げる部分以外の部分（その認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分を除きます。） 1,000分の1.5
- ② 分割による資本金の額の増加（その認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分を除きます。） 1,000分の3
- ③ 事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

- イ 不動産の所有権の取得 1,000分の12
  - ロ 船舶の所有権の取得 1,000分の18
- ④ 合併による不動産又は船舶の所有権の取得  
イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合  
イ 不動産の所有権の取得 1,000分の1  
ロ 船舶の所有権の取得 1,000分の2
  - ⑤ 分割による不動産又は船舶の所有権の取得  
イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合  
イ 不動産の所有権の取得 1,000分の1  
ロ 船舶の所有権の取得 1,000分の18
- この特例の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、その登記が上記に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、その登記を受ける事項が上記に該当すること及びその事項が記載された認定特別事業再編計画に係る認定の日の記載があるものを添付しなければなりません（措規30の2④）。

## 3 適用関係

この特例は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1十三イ）。

## 四 特定創業支援等事業による支援を受けて行う登記の税率の軽減措置の改正

### 1 改正前の制度の概要

個人が、産業競争力強化法に規定する認定創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村の区域内において、その認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けて会社を設立した場合には、その会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から令和6年3月31日ま

での間に登記を受けるものに限り、次に掲げる会社の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされてきました（旧措法80②）。

- ① 株式会社  
その株式会社の資本金の額に1,000分の3.5を乗じて計算した金額（その金額が75,000円に満たない場合には、申請件数1件につき75,000円）
- ② 合名会社又は合資会社  
申請件数1件につき30,000円

### ③ 合同会社

その合同会社の資本金の額に1,000分の3.5を乗じて計算した金額（その金額が30,000円に満たない場合には、申請件数1件につき30,000円）

## 2 改正の内容

この特例は、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率10%台を目指すこととされたこと等を踏まえ、創業を支援する観点から株式会社の設立登記に対する登録免許税を軽減する制度として平成26年度改正において創設されたものです。その後、創業支援を一層後押しする観点から平成28年度改正において、合名会社、合資会社及び合同会社が適用対象に加えられました。

しかしながら、我が国の開業率は相変わらず5

%未満（中小企業庁調べ）と目標の10%台に及ばない状況が続いており、創業支援を税制面でも引き続き後押しする観点から、その適用期限が令和9年3月31日まで3年間延長されました。一方で、特にリスクの大きい無限責任を伴う合名会社・合資会社については、いずれも近年は設立件数そのものが減少傾向にあり、平成28年度以降この特例の適用を受けた実績もないことから、この特例の適用対象となる登記の範囲から合名会社及び合資会社の設立登記が除外されました（措法80③）。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和6年4月1日以後に個人が受ける株式会社又は合同会社の設立登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

## 五 認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設

### 1 制度創設の背景等

今後20年間で、現在の基幹的農業従事者の大宗を占める70歳以上の年齢層がリタイアし、農業者数は現在よりも大きく減少することが見込まれ、従来の生産方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれがあります。こうした状況や人口減少下においても生産水準を維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術や品種の開発・実用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であり、スマート農業技術等をはじめとする新技術の現場導入を一層加速することが不可欠となっています。この点、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等においても、「産学官連携による新技術開発と生産・流通等の方式の変革を促進する仕組みの検討やスマート農林水産業の実装加速化（中略）等を進める。」と位置付けられているところです。

農林水産省は、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画の認定制度を設けるための法律「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案」をこの第213回国会に提出し、同法律案は令和6年6月14日に可決・成立したところです。

税制においても、こうした施策を後押しする観点から、スマート農業技術等の開発等に関する計画に基づく事業再編（事業会社の合併、分割等）に際して生じる登録免許税の負担を軽減する措置が講じられることになりました。

## 2 制度の内容

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、その事項が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規

定する認定開発供給実施計画に係る認定に係るものであって同法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされたその認定に係るものであるときは、その登記に係る登録免許税の税率は、その認定の日から1年以内に登記を受けるものに限り、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされます（措法80の3）。

- ① 株式会社の設立又は資本金の額の増加（その認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分及び②③に掲げるものを除きます。） 1,000分の3.5
- ② 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合  
イ 資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社のその合併の直前における資本金の額に対応する部分 1,000分の1  
ロ イに掲げる部分以外の部分（その認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分を除きます。） 1,000分の3.5
- ③ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加（その認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分を除きます。） 1,000

分の5

- ④ 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得（⑤⑥に掲げるものを除きます。） 1,000分の16
  - ⑤ 合併による不動産の所有権の取得 1,000分の2
  - ⑥ 分割による不動産の所有権の取得 1,000分の4
- この特例の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、その登記が上記に該当するものであることについての農林水産大臣の証明書で、その登記を受ける事項が上記に該当すること及びその事項が記載された認定開発供給実施計画に係る認定の日の記載があるものを添付しなければなりません（措規30の4①）。

### 3 適用関係

上記2は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1十四）。

## 六 特定国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正

### 1 改正前の制度の概要

海上運送業を営む者で一定のものが平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間（以下「対象期間」といいます。）に次に掲げる登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税の税率は、1,000分の3.5（本則：1,000分の4）に軽減されてきました（旧措法82①②）。

- (1) 対象期間内に建造した対象船舶（国際船舶（注）のうち総トン数が1万トン以上のものをいいます。以下同じです。）で事業の用に供したことのないものに係る所有権の保存登記  
（注）「国際船舶」とは、船舶法第1条に規定する

日本船舶であって、その輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて国際海上輸送の確保上重要なものをいい、国際船舶の類型として、次の5つの類型が定められていました（海上運送法44の2、旧海上運送法施行規則43①四）。

- イ 近代化船
- ロ 新マルシップ混乗船
- ハ 承認船員配乗船（船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶）
- ニ LNG 運搬船
- ホ RORO 船

- (2) 対象期間内に外国法人から取得した対象船舶で航行の安全が確保されているものに係る所有権の保存登記
- (3) 対象期間内に建造又は取得する対象船舶について、その建造若しくは取得のための資金の貸付け（その貸付けに係る債務の保証を含みます。）が行われる場合又はその対価の支払方法が延払いによる場合において、その貸付け又は延払いに係る債権を担保するための対象船舶を目的とする抵当権の設定登記

## 2 改正の内容

- (1) 本特例の適用期限が、令和9年3月31日まで3年延長されました。
- (2) 上記1(1)又は(3)の特例の対象となる建造した船舶が海上運送法第39条の23に規定する認定特定船舶導入計画に基づき建造した特定国際船舶（注）に限定された上、その軽減税率が1,000分の2に引き下げられました（措法82①③）。

# 七 都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税措置の創設

## 1 制度創設の背景

気候変動対策や生物多様性の確保等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるため、都市緑地法及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正が行われました。

この改正により、都市緑地法においては、都市緑化支援機構（都市緑地法第69条第1項の規定により指定された同項に規定する都市緑化支援機構をいいます。以下同じです。）が特別緑地保全地区内の土地をその所有者から買い取るための仕組みが創設されました（都市緑地法17の2）。この仕組みの概略を示すと、以下のとおりです。

- (1) 特別緑地保全地区内の土地の所有者からその土地を買い入れるべき旨の申出（都市緑地法17）を受けた都道府県等は、その規模・形状又

（注）「特定国際船舶」とは、対象船舶のうち海上運送法第39条の19第1項に規定する特定船舶に該当するものをいいます。

- (3) 近年の我が国の外航海運事業者を取り巻く環境の変化や国際船舶の各類型の普及状況を踏まえ、国際船舶の類型についても見直しが行われ、次の2類型に改められました（海上運送法施行規則43①四）。

イ 承認船員配乗船（上記1(1)(注)ハ）

ロ 代替燃料船（環境への負荷低減に資する物質（液化天然ガス等）を燃料とする船舶）

## 3 適用関係

上記2(2)の改正は、令和6年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

上記2(3)の改正は、令和6年4月1日から施行されます（海上運送法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第47号）附則①）。

は管理の状況等を勘案して必要があると認めるときは、都市緑化支援機構に対し、特定緑地保全業務（その土地を都道府県等に代わって買い入れること等）を行うことを要請できる（都市緑地法17の2①）。

- (2) 上記(1)の要請を受けた都市緑化支援機構は、その土地が一定の基準に該当すると認めるときは、都道府県等に対し、上記(1)の特定緑地保全業務を実施する旨を通知する（都市緑地法17の2②）。
- (3) 上記(2)の通知をした都市緑化支援機構とその通知を受けた都道府県等は、上記(1)の特定緑地保全業務の実施のため、業務実施協定（その土地の買入れの時期等に係る協定）を締結する（都市緑地法17の2③）。
- (4) 都市緑化支援機構は、上記(3)の業務実施協定の内容に従い、上記(1)の申出をした者からその

土地を買い入れる（都市緑地法17の2④）。

なお、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法においても、同様の制度が創設されています（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法13）。

税制においても都市緑化支援機構による特別緑地保全地区内の土地等の取得を支援する観点から、都市緑化支援機構が都市緑地法等の規定により取得する土地の所有権の取得登記については、登録免許税を課さないこととされました。

## 2 制度の内容

都市緑化支援機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限り）が、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に、都市緑地法第17条の2第4項の規定又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第13条第4項の規定により土地の所有権の取得をした場合には、その土地の所有権の移転の登記については、その取得後1年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さないこととされました（措法82の2）。

なお、本特例の適用を受けようとする都市緑化支援機構は、その登記の申請書に、その登記に係る土地の所有権の取得が都市緑地法第17条の2第4項の規定又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第13条第4項の規定によるものであること及びその取得の日の記載がある都道府県知事又は市長の証明書を添付しなければなりません（措規31の3）。

（参考） 都市緑地法（昭和48年法律第72号）（抄）  
（土地の買入れ）

第17条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第14条第1項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合にお

いては、第3項又は次条第4項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとする。

### 2～4 省略

（都市緑化支援機構による特定緑地保全業務）

第17条の2 都道府県等は、前条第1項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該都道府県等における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構に対し、当該土地（以下この条及び第70条において「対象土地」という。）について、第70条第1号から第4号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が第71条第2項第1号に規定する基準に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該要請をした都道府県等に対し、特定緑地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の都道府県等は、当該通知の後速やかに、特定緑地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「業務実施協定」という。）を締結するものとする。

- 一 都市緑化支援機構が第70条第1号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期
- 二 都市緑化支援機構が第70条第2号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法
- 三 都市緑化支援機構が第70条第3号に

掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法

四 都市緑化支援機構が第1号の買入れに係る対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して10年を超えないものに限る。）

五 前号の期間内において都市緑化支援機構が第70条第4号に掲げる業務として行う都道府県等への対象土地の譲渡の方法及び時期

六 都市緑化支援機構による第1号から第3号まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて都道府県等が負担すべきものの支払の方法及び時期

七 その他国土交通省令で定める事項

4 都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第1項の申出をした者から対象土地を買入れるものとする。

5～7 省略

（支援機構の指定）

第69条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）として指定することができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能

力を有するものであること。

二 支援業務以外の業務を行つている場合にあつては、その業務を行うことによつて支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前2号に掲げるもののほか、支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2～5 省略

（支援機構の業務）

第70条 支援機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第17条の2第1項の規定による都道府県等の要請に基づき、第17条第1項の申出をした者から対象土地を買入れること。

二 前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。

四 第17条の2第3項第4号の期間内において都道府県等への対象土地の譲渡を行うこと。

五～九 省略

### 3 適用関係

本特例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1十口）。

## 八 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置の創設

### 1 制度創設の背景

人口減少等による長期的な利用者の落込みに加

え、コロナ禍の直撃により、地域交通を取り巻く状況は年々悪化しており、特に一部のローカル鉄道は、大量輸送機関としての特性が十分に発揮で

きない状況にあります。このような状況を踏まえ、第211回国会においては、地域の関係者の連携・協働を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を進める観点から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されています。

この改正により、鉄道事業再構築事業についても見直しが行われました。具体的には、改正前においては、最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業がその対象とされていたところですが、改正後においては、鉄道事業者の経営状況にかかわらず、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の区間における旅客鉄道事業がその対象とされています。

税制においても改正後の鉄道事業再構築事業に係る取組を支援する観点から、認定鉄道事業再構築実施計画に基づき取得する旅客鉄道事業の用に供する土地又は建物の登記に係る登録免許税を軽減する措置が講じられました。

## 2 制度の内容

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第2号イに規定する鉄道事業者（同法第25条第1項の規定により鉄道事業法第3条第1項の許可を受けたものとみなされた者を含みます。以下同じです。）が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第8項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画（令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に国土交通大臣の認定を受けたものに限り、）に基づき同法第2条第9号に規定する鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業の用に供する土地又は建物（注）の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、その土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、その認定の日から1年以内に登記を受けるものに限り、所有権の移転の登記については1,000分の10（本則1,000分の20）とされ、地上権又は賃借権の移転の登記につ

いては1,000分の5（本則1,000分の10）とされます。

なお、本特例の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、その登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権を取得した者が鉄道事業者であること、その土地又は建物が下記（注）の要件を満たすものであること及び認定鉄道事業再構築実施計画の認定の日の記載がある国土交通大臣の証明書を添付しなければなりません（措規31の5の3）。

（注） この特例の対象となる土地又は建物は、旧所有者が、認定鉄道事業再構築実施計画に係る国土交通大臣の認定の日において鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業の用に供していたものであって、新所有者が、その取得の日以後遅滞なく、旅客鉄道事業の用に供することが確実であると見込まれるものに限られます（措令43の4）。

（参考） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）のうち旅客の運送に係るもの（以下「旅客鉄道事業」という。）について同法の許可を受けた者（以下「鉄道事業者」という。）

ロ～ハ 省略

三～八 省略

九 鉄道事業再構築事業 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であって、当

該区間において旅客鉄道事業を営む者又は当該旅客鉄道事業者が、当該区間に係る旅客鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ次に掲げる事業構造の変更を行うとともに、利用者の利便を確保するもの（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいう。

イ 事業の譲渡及び譲受

ロ 法人の合併又は分割

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

ニ イからハまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

十～十六 省略

（鉄道事業再構築実施計画の認定）

第24条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その鉄道事業再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なるものであること。

二 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が鉄道事業再構築事業を確実に遂行するため適切なるものであること。

三 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければなら

ないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第3条第1項の許可

同法第5条第1項各号に掲げる基準

ロ～ハ 省略

四 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第3条第1項の許可又は同法第26条第1項若しくは第2項の認可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第6条各号のいずれにも該当しないこと。

3～7 省略

8 国土交通大臣は、第2項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画（第5項の変更の認定又は第6項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定鉄道事業再構築実施計画」という。）が第2項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道事業再構築実施計画に従って鉄道事業再構築事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 省略

（鉄道事業法の特例）

第25条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第2項の認定（同条第5項の変更の認定を含む。）を受けたときは、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法第3条第1項若しくは第25条第1項の許可若しくは同法第7条第1項、第15条第1項、第16条第1項若しくは第26条第1項若しくは第2項の認可を受け、又は同法第7条第3項、第16条第3項、第4項若しくは第8項若しくは第17条の規定による届出をしなければならないものに

については、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

## 2 省略

## 3 適用関係

本特例は、令和6年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

## 九 租税特別措置等の適用期限の延長

1 次に掲げる租税特別措置の適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。

- (1) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置（措法76）
- (2) 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法77の2）
- (3) 経営強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置（措法80の2）
- (4) 特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税措置（措法84の2の2）
- (5) 経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（震災税特法41の2）

2 次に掲げる租税特別措置の適用期限が令和9

年3月31日まで3年延長されました。

- (1) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減措置（措法72の2、73、75）
- (2) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（措法74）
- (3) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（措法74の2）
- (4) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法74の3）
- (5) 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置（措法80①）

## 十 租税特別措置の廃止

1 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の廃止

### (1) 改正前の制度の概要

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、その事項が、農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に係る認定に係るものであって同法の施行の日から令和7年3月31日までの間にされたその認定に係るものであるときは、その登記に係る登録免許税の税率は、その認定の日から1年以内に登記を受けるものに限り、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞ

れ次に定める割合とされてきました（旧措法80④）。

- ① 株式会社の設立又は資本金の額の増加（その認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分及び②③に掲げるものを除きます。）1,000分の3.5
- ② 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加  
イ又はロに掲げる部分の区分に応じ  
イ又はロに定める割合  
イ 資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社のその合併の直前における資本金の額に対応する部分 1,000分の1  
ロ イに掲げる部分以外の部分（その認定に

より増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分を除きます。） 1,000分の3.5

③ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加（その認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分を除きます。）

1,000分の5

④ 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得（⑤⑥に掲げるものを除きます。） 1,000分の16

⑤ 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 1,000分の2

⑥ 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 1,000分の4

## (2) 改正の内容

制度が廃止されました（旧措法80④、旧措規30の2⑥）。

## (3) 適用関係

上記(2)の改正は、令和6年4月1日前に受けた認定に係る登記に対する登録免許税については、従前どおりとされています（改正法附則55②）。

## 2 その他の租税特別措置の廃止

次に掲げる租税特別措置は、適用期限の到来をもって廃止されました。

- (1) 認定経営力向上計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（旧措法80③）
- (2) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（旧措法81）
- (3) 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減措置（旧措法83の2）
- (4) 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税措置（旧措法83の4）

# 十一 国立研究開発法人情報通信研究機構に対する非課税措置の改正

## 1 改正前の制度の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」といいます。）が受けるNICTの一定の業務の用に供する研究用建物の所有権の取得登記等については、登録免許税が非課税とされていました（旧登録免許税法別表第3告示国立研究開発法人情報通信研究機構の項）。

## 2 改正の内容

従来のNICTは債務保証業務を実施するため信用基金を設置しており、この基金には民間からの出資金が含まれていたことから登録免許税法の別表第2に掲名される基準を満たさず、別表第3に掲げられていましたが、この信用基金の出資金については令和5年5月に全額払い戻しが完了し、

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）により信用基金に関する規定も削除されることとなりました。その結果、NICTは政府全額出資法人となり登録免許税法の別表第2の基準を満たすこととなったことから、NICTが同表に掲げられるとともに、別表第3から削除されることとされました（登録免許税法別表第2告示国立研究開発法人情報通信研究機構の項、旧登録免許税法別表第3告示国立研究開発法人情報通信研究機構の項）。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和6年4月1日以後にNICTが受ける登記等に係る登録免許税について適用されます（令和6年財務省告示第92号）。